

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

建設局

(27年度)

監査結果
(指摘事項)

改善措置

【指摘 11】

(建物台帳（公園台帳）の不備について)
公園課の建物台帳には、以下の建物が台帳に搭載されている。

	記載年月日	建物名称	面積 (㎡)	備考
1	H23. 4. 1	ビジターセンター	1,883.63	新築
2	H24. 10. 31	八木山動物園管理事務所	1,132.47	所管替

平成 26 年度の動物公園年報には、1 のビジターセンターのみが記載されている。2 と同面積の建物については、平成 15 年度の動物公園年報に、4 階建の管理事務所として記載されている。

この管理事務所は、ビジターセンターが完成した後は、教育局が管理する太白区の「八木山市民センター」として使用されているものである。

動物公園管理課では、同管理事務所は、一筆の動物公園内の敷地に建てられており、今般の地下鉄動物公園駅の完成に伴い、市道なども整備されたことに伴い分筆して管理することになるが、それまでは動物公園内の敷地を使用していることから、建物台帳に残しているとの説明があった。

上記の説明はあったものの、当初、管理担当者もどの物件が該当するのか分からない状況であったことを考えるならば、都市公園法の台帳の趣旨から、仮に分筆まで残すとしても、「八木山市民センター」といった現状の建物名称に変更して管理すべきである。現状の建物名称は「八木山動物公園管理事務所」である。(原因事由には、「所管替」の記載はあるが。)

いずれにしても、現物が特定できない状態では、現物管理していると言うことはできない。

都市公園台帳と建物現物との突合を行い、「八木山動物公園管理事務所」を削除するなど、建物現物と整合するよう都市公園台帳を平成 29 年 1 月 13 日に修正した。また、都市公園台帳と建物現物が整合するよう定期的な確認を行うこととした。